

第十回 参議院内閣委員会會議録 第二十五号

昭和二十六年五月十八日(金曜日)午後二時二十六分開会

本日の會議に付した事件

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○審議會等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○審議會の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河井彌八君) 内閣委員会を開会いたします。

外務省設置法との関係につきまして御質疑があれば願ひいたします。

○政府委員(草薙隆國君) これは実は先ほどの連合委員会である、御質問もございましたが、国際経済局を折角作るならつと内容を十分にいたしましたものとこちらも考えましたが、これはいろいろなる……いすれは講和後の機構において考えなくちゃならん。取りあえずは現在の定員のまま第一応局の新設ということにしてやつて行きたいというので、従来はこの関係が五十六名でありましたのを、ほかの局課から四十二名廻しまして、そうして九十八名の新しい国際経済局というものを作りまして、従つて新しい国際経済局におきましては、予算の増減は大体人員におきましてはなないわけですね。

八十名の増員におきます地方在外事務所の問題でございますが、これにいわゆる予算というものが伴います、これは従来大蔵省で外務省のいろ

いろなごういふ増員を来たす、或いは増設を来たすということをご想像しておりますので予備費二十億ほどを取つてくれております。その費用から今回廻してもらうということをご話を進めております。

○委員長(河井彌八君) そうすると他日その予算に出て来るわけですね、予備費でなしに。

○政府委員(草薙隆國君) そうです。年度内におきましてもさつきお答え申し上げましたように、今回は七カ所でございますが、十カ所増設する見込で現在進んでおります。講和後になりますと又別でございますが、講和前におきましてもそういう方向で進んでおります。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

て。外務省設置法の一部を改正する法律案につきましては大体質疑が終了したと認めましたから、文部省関係に移ります。御異議ございませんか。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。審議會等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。天野文部大臣。

○國務大臣(天野貞祐君) 只今議題となりました審議會等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

先般政府は行政の簡素化、経費の節約、行政機関の自主性確立等の見地から、審議會等の設立基準等に関する方針を決定し、審議會等の整理改組を行うことになりました。文部省においてはこの方針に則つて通信教育審議會は五審議會についてその委員数を減少し、或いはその任期を短縮する等の措置を講じて参りましたが、更に今般教科書出版資格審査会を廃止することとし、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

教科書出版資格審査会は、昭和二十四年文部省設置法及び文部省著作教科書の出版権等に関する法律によつて文部省に置かれたものでありまして、文部大臣の諮問に依り、文部省が著作の名義を有する教科書の出版権を取得し、よつとする者に対し、その資格を審査するために設けられたものであります。この審査会は審査員二十人以内で組織され、製紙、出版、印刷、発行供給関係者を主体とする学識経験者及び関係各省各庁のうちから任命され、出版権を取得しようとする者二十名に於いて審査し、教科書行政の民主化のため貢献するところが大きでありました。然るところ、文部省著作教科書は、検定教科書を主とする新教科書制度の確立によつて逐次減少して参りましたので、この審査会の任務の大半は一応終了したものと認められるに至りました。そこで今般この審査会を廃止することにしたのであります。

ましては、文部省設置法第二十四條第一項の表を改正いたしました。教科書出版資格審査会の項を削り、又文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部を改正いたしました。教科書出版資格審査会に関する規定を削り、又それに伴う條文の整理をすることにいたしました次第であります。

以上が今回の審議會等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことを願ひいたします。

○委員長(河井彌八君) 御質疑のあるかたは……。

○補見義男君 只今御提案の御説明の中にあつた検定教科書を主とする新教科書制度の確立という点に関連して、若干御説明を頂きたいと思ひのであります。

○政府委員(相良惟一君) 御承知の通り終戦前におきましては、極端な固定教科書主義をとつておりました。と申しますのは、文部省で作りました、即ち固定の教科書以外は利用できないという原則を堅くつていたわけでございますが、こういう主義は教育の民主化にどうかと思われたいというような関係方面の指導もございまして、現在は検定教科書を主として、止むを得ない場合に固定教科書でこれを補つ、こういう方針をとることになつております。さういふ関係で、固定教科書は現在では非常に極く数種のものに過ぎない、大部分は検定教科書である、こう

いような状態になつております。○補見義男君 検定というものの何と言いますか、定義というのですか、それを教科書に使う上における定義と言いますか、検定教科書でなければ使つていけないとか、そういうことになつていないのですか。

○政府委員(相良惟一君) 学校で使います教科書につきましては、学校教育法に規定がございまして、学校教育法の規定によりまして、文部大臣が著作権を持つていらっしゃるもの、即ちいわゆる固定教科書と、そのほかに、文部大臣が検定をいたしましたところの教科書、即ち検定教科書と両方使えるような規定になつております。實際検定教科書を中心とするというのは、これは関係方面の指導でございます。

○補見義男君 検定する場合に、やはり委員会か何か審議會のようなものにかけておやりになるのですか。

○政府委員(相良惟一君) 只今お説の通り、検定ということは非常に大事なことでございまして、文部大臣が検定をしますと申しまして、文部大臣が特別に検定に当たるところの検定、これは検定審査会という文部大臣の諮問機関を設けて、その検定審査会の審査委員、と申しますのは、それら、民主的な方法で選んでおります。民主的な方法と申しますのは、文部大臣がそれを指名いたしませんで、特定の団体或いは地方の教育委員会からの推薦であるとか、或いは教員の団体であるとか、この日本教職員組合、そういうとこ

教科書出版資格審査会の廃止につき

ういうことが一つと、それともう一つは、電気技術者についても従来いろいろ、例えば配電工事夫については昔は検定の上りなことをやつておつたんだが、そういうことも全部やめて極めてフリーな状態においておる。そういう際に電気自動車のパツテリ、充電する技術者を特にそれだけをつかまえて試験をやらなければならん。而もその客観の情勢はこれは今申上げたよりなことだとすれば、審議会というものは必要ないのじやないか。それをあえて置かなければならんという理由はどうも発見に苦しむということであつたんです。それからそれに対して通商大臣、それから文書課長も見えておりましたが、よくその事情がわからんから、いすれ詳しく当該の局長に説明いたさせましよう、こういうことであつたんです。

○政府委員(玉置敬三君) お話の通り電気自動車の製造数量の増加は先ほどお話のあつたことだと思ひます。戦後電気自動車が非常に輸送面から必要になりまして、実は、尤もこれはいろいろないきさつもあるのでございまして、非常に日本の自動車償却年限に達して用が足りないというよりなことで、電気は夜間に主としてできるといふことで、そういう面と相待ちまして、主として輸送力の貧弱ということから電気自動車が普及して来たと思ふのです。併しながら一面におきまして、電力のやはり総合的の需用不足といふことがありますので、市内のいずれの場所にも設置するといふことは、非常に設備から見ましても、いわゆる高圧線からとるといふ点からいって、安全性から見まして、如何かと思ひ

ましたので、そういう充電場所を設置する場合、許可を要するということになつておりますので、それを実施いたしまして、而も充電する技術というものは非常に、或る程度技術を要するわけでございます。この充電の如何によつて電気自動車の壽命というものが非常に交つて来るのです。そういう点から全国的に、一面におきましては、許可制度をとると共に、相当な技術を要するといふ点から、技術者の試験制度を採用するといふことになつたのです。通商大臣がそういう技術者の検定をやるにつきて、検定委員といふものを設置した次第でございます。この第一回を昨年初めて全国数カ所で実施したわけでありまして、大体受験する者は、中等、高等工業を出た者といふようなものが主として受験の資格があるものでありまして、昨日もお話があつたのではないかと思ひますが、電気事業主任技術者といふものは、いわゆる電気工学といふものをやつておるものだらうと思ひますが、こちらでは電気工学、電気科学、それからいわゆる自動車工業の大体の知識というよりなものが大体試験科目になつております。それで電気事業主任技術者、これは技術が上ほど高度でございまして、恐らく大学程度のもので、一種、二種に分れておると思ひますが、その試験は單なる学科試験のみならず、いわゆる技能検定といふものをいたすのであります。その検定委員は、つまり審議会といたしまして、予備的に言ひますか、試験問題を全部作りまして、それから事実教壇に分れまして、技能検定をやつて、そこで實際の及落をきめる、ちよつと役所の仕事ではできがた

い仕事であります。それを全部の委員の統制を審議会という名称で従来やつておつたわけですが、私どもとすると非常に重要性を持つておるのであります。来月ぐらいから第二回目をやる準備をしております。今動き出しておるのであります。そういうように私のほうから見れば非常に重要性を持つております。又人の養成、教育という面から一定の資格を持つていないと非常に危険でもあります。殊に高圧線からそういう知識を非常に必要とするものでございまして、

○補見義男君 これは法文を見れば或いはわかるかも知れませんが、今のことで行くと、従来からやつている、従来からという去年から始めて、それを今度は立法化する場合に、従来の委員の名前を見ますと、電気事業主任技術者と同様に充電事業主任資格検定とあるんですね、それが今度は電気自動車充電技術者となつて、主任であるうとその主任の下に單なる労働者としてやる者も、充電に従事する者はすべて資格検定を受けなければならぬように、この審議会の名前だけ見るとさういふふうになるんですが、さういふふうになつて実質が交るわけですか。

○政府委員(玉置敬三君) いや、さういふわけじやございせん、その一人が主任といふことだと思ひます。別にこれは電気自動車充電規則というものがございまして、いわゆる許可主義の法文と、さうしてさういふ場所には一定の資格のある者を置かなければいかんといふ規定があるのでございまして、それに基づきまして、その検定をする委員会というものがあつて来るわけ

でございます。○補見義男君 この充電の場合の他の單行法ですね、規則とかは、それは他人のために業としてやつている、充電を業とするといふものが対象ですか。○政府委員(玉置敬三君) それも概念としては含みます。十キロ以上の能力の充電設備といふことになつておりました、それも含むと思ひます。○補見義男君 自家用が……○政府委員(玉置敬三君) はあ、併し主力は勿論一般の街に流しておるといふことになつておると思ひます。○補見義男君 さういふ資格のある人きりできないといふことになると、今自家用で資格のない人は違反になるわけですか。○政府委員(玉置敬三君) さういふ場所には置くといふことで、事實はその監督の下に助手として使われている面が多いのじやないかと思ひますが、一応はさういふことで充電技術といふものの重要性を考へておりますが、仕事の上では個々にはさういふかたの下に補助者として仕事をやつておる者もあると思ひます。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて下さい。○委員長(河井彌八君) 速記を始めましては昨日来審査いたしました各案につきましては、大体質問は終了したと認めます。若しなおありになれば、明日委員会を午前中に開会いたしますから、そのときをお願いいたします。明日は各案の審査を終了してしまつておきますから、御了承を願つておきます。

それでは本日はこれを以て散会いたします。明日は十時に委員会を開会することにいたしておきます。御承知願います。では散会いたします。午後三時十八分散会
出席者は左の通り。

- | | |
|----------|----------------------|
| 委員長 | 河井彌八君 |
| 理事 | 楠瀬常猪君 |
| | 尾山三郎君 |
| 委員 | 郡祐一君 |
| | 松平勇雄君 |
| | 楠見義男君 |
| | 林屋龜次郎君 |
| 國務大臣 | 天野貞祐君 |
| | 文部大臣 |
| 政府委員 | 特別調達庁次長 堀井啓治君 |
| | 特別調達庁長官官房長 辻村義知君 |
| | 外務省政務次官 草葉隆圓君 |
| | 外務省政務局長 島津久大君 |
| | 文部大臣官房會計課長事務代理 相良惟一君 |
| | 通商産業省通商機械局長 玉置敬三君 |
| | 事務局側 |
| 常任委員会専門員 | 杉田正三郎君 |
| 常任委員会専門員 | 藤田友作君 |

昭和二十六年五月三十日印刷

昭和二十六年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所